

薬局用

医療措置協定書の解説

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書**

北海道（以下「甲」という。）と〇〇【医療機関等の名称】（以下「乙」という。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第 2 条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る措置を講ずるよう要請するものとする。

【解説】※「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について（令和 5 年 5 月 26 日付け医政地発 0526 第 4 号、医政産情企発 0526 第 2 号、健感発 0526 第 15 号通知）等を参考にしています。

- 協定の対象となる新興感染症は、感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の 3 つの感染症（新型インフルエンザ等感染症等）を指しますが、新興感染症の性状、感染性などを事前に想定することは困難であるため、まずは現に発生し、これまでの教訓を生かせる新型コロナへの対応を念頭に置くこととします。
- 新型インフルエンザ等感染症等の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保状況などが、事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行うこととされており、国により当該判断が行われた場合、道は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行います。（協定書第 6 条に規定）

(医療措置の内容)

第3条 前条の規定による甲からの要請に基づき、乙が講じる自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る措置の内容は、次に掲げるとおりとする。

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	・電話／オンライン服薬指導が可能(自宅、宿泊療養、高齢者施設、障がい者施設等) 又は ・訪問しての服薬指導が可能(自宅、宿泊療養、高齢者施設、障がい者施設等) (例) ・かかりつけ患者に限る 及び ・薬剤等の配送が可能(自宅、宿泊療養、高齢者施設、障がい者施設等) 及び ・健康観察の対応が可能(自宅、宿泊療養、高齢者施設、障がい者施設等)

【解説】

- 流行初期期間経過後とは、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度経過後から6か月以内を目安とします。
- 対象は自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設又は障がい者施設等における療養者です。
- 対応方法は、「電話／オンライン服薬指導」若しくは「訪問による服薬指導」及び「薬剤等の配送」又は「健康観察」です。
- 電話／オンラインによる服薬指導については、新型コロナ時に適用されていた「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日事務連絡)と同様の特例措置が新興感染症発生・まん延時においても適用される場合を前提としています。
- 薬剤等の配送については、薬局自らが配送する場合だけでなく、配送業者に委託することも含みます。また、発生・まん延時に配送できる体制を取ることができれば、平時から配送の体制を整えておく必要はありません。
- 医療の提供を実施することを前提としているため、「薬剤等の配送」、「健康観察」のみを実施する場合は、協定締結の対象外となります。なお、調剤した薬剤を提供(配送)する際に、服薬指導を行う必要がありますので、「服薬指導(電話／オンライン、訪問のいずれか)」と「薬剤等の配送」を併せて行うことができる場合に協定締結の対象となります。

(個人防護具の備蓄)

第3条の2 乙は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、次の防護具を備蓄するものとする。(乙における○か月分の使用量)

サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚 (双)

【解説】

1 備蓄量について

- 「使用量1か月分」や「使用量3週間分」、「使用量3か月分」など、医療機関が設定する備蓄量により協定を締結することができます。
- 使用量は、これまでの新型コロナ対応での平均的な使用量で設定することとします(特定の感染の波における使用量ではなく、令和3年や令和4年を通じた平均的な使用量で設定)。
- 新型コロナ対応で使用実績がなかった物資(品目)については、2か月分の使用量＝「0枚」として差し支えありません。

2 備蓄方法について

- 備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨します。
- このほか、例えば、①物資の取引事業者との供給契約で、取引事業者の保管施設で備蓄を確保する方法や、②物資の取引事業者と提携し、有事に優先供給をしていただく取り決めをすることで、平時においては物資を購入することなく、備蓄を確保する方法でも差し支えないものとします。

3 対象となる物資(品目)について

- 薬局については、対象物資は任意とします。

※ N95 マスクについては、DS2 マスクでの代替も可能。

※ アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

※ フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能。

この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨する。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様として取り扱います。

(措置に要する費用の負担)

第4条 乙が医療措置を講じる際に要する費用については、新型インフルエンザ等感染症等の性状に合わせて甲が定めるところにより、予算の範囲内において、甲が乙に補助するものとする。

2 前条に規定する備蓄に要する費用については、乙の負担とする。この場合において、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設されたときは、乙に対し、当該補助等の活用を検討するものとする。

※第3条の2を削除する場合は、削除する。

【解説】

1 流行初期期間経過後の医療措置について

○予算の範囲内で、国及び道が補助することとされており、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて国が定めるとされています。

2 個人防護具に係る費用について

○個人防護具の備蓄に係る費用は、医療機関において負担することとされています。なお、国は、新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時には、その感染症の性状等を踏まえて、必要な支援を検討することとしています。

<参考事項（平時の診療報酬について）>

○診療報酬については、新興感染症発生・まん延時における医療を行う体制を機動的に構築する観点から、協定の締結を行う医療機関等における平時の感染対策について、中央社会保険医療協議会において検討しています。

・2024年度診療報酬改正において、新興感染症発生・まん延時への備えなどを見据えた感染対策向上加算の要件見直しを検討中です。

	改正案	現行
感染症向上加算1	第一種協定指定医療機関	受入れ体制を有し、自治体のホームページにより公開していること。
感染症向上加算2	第一種協定指定医療機関	
感染症向上加算3	第一種又は第二種協定指定医療機関（発熱外来）	
外来感染対策向上加算	第二種協定指定医療機関（発熱外来）	
連携強化加算（調剤基本料）	第二種協定指定医療機関の指定を受けた保険薬局	—

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合は、同一の条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、医療措置の内容その他この協定の内容を変更したい旨の申出を受けた場合は、双方で協議するものとする。

3 甲又は乙は、第1項の規定にかかわらず、相手方に対して30日前までに書面で申し出ることにより、双方で協議の上、この協定を解除できるものとする。

【解説】

- 新型インフルエンザ等感染症等の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保状況などが、事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行います。
- 国により当該判断が行われた場合、道は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行います。

(協定の有効期間及び変更又は解約)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合は、同一の条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、医療措置の内容その他この協定の内容を変更したい旨の申出を受けた場合は、双方で協議するものとする。

3 甲又は乙は、第1項の規定にかかわらず、相手方に対して30日前までに書面で申し出ることにより、双方で協議の上、この協定を解除できるものとする。

【解説】

- 協定は双方の合意に基づくものであり、医療機関側の事情変更等があれば協定の内容を見直す協議を行います。
- 協定に沿った対応が困難であるなどの事情が発生した際には、相手方に対し30日前までに書面で解除を申し出ることが出来ます。双方が協議の上、解除に合意した日をもって協定終了となります。

<参考事項（公表について）>

○ 感染症法第36条の3第5項の規定により、都道府県知事は、協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされています。

○ 道が公表する内容については次のとおりです。

- ・ 医療圏、所管保健所、医療機関名、協定内容（自宅療養者等への医療の提供）、第二種協定指定医療機関の指定状況

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法第36条の4第1項から第4項に基づく措置を行うことができるものとする。

【解説】

- 「感染症法等に基づく措置」とは、感染症法第36条の4第1項から第4項までを示しています。
- 具体的には、次のとおりです。
 - ① 公的医療機関等の管理者が正当な理由がなく措置を講じていないと認めるとき、当該措置をとるべきことを指示
 - ② 公的医療機関等を除く医療機関が、正当な理由がなく、措置を講じていないと認めるとき、当該措置をとるべきことを勧告
 - ③ 医療機関の管理者が、正当な理由がなく、②の勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し必要な指示
 - ④ ①又は③の指示をした場合において、これらの指示を受けた管理者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、その旨を公表
- 「正当な理由」については、感染状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要ですが、下記に該当する場合があります。
 - ① 医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
 - ② ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
 - ③ 都道府県及び医療機関からの情報の蓄積により、別途、国から示される協定が履行できない「正当な理由」の範囲に該当する場合
 - ④ その他、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと認められる場合

<「感染症法等に基づく措置」の実施の考え方>

- この感染症法等に基づく措置を行うか否かは、締結した協定の措置を講じないことによる患者の生命・健康等への影響や、協定の措置に代えて実施しうる他の手段の有無といったことを総合的に考慮して判断されるべきものです。
- 都道府県において、勧告・指示・公表の是非を判断するにあたっては、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこととし、例えば都道府県医療審議会等の関係者の会議体により事前に意見を聴取するなど、手続の透明性を確保する必要があります。

<道における医療措置（協定第3条及び第4条に基づく措置）の要請の考え方>

- 道では、協定に基づく医療措置の要請にあたっては、ただちに協定事項を適用するのではなく、国や地方衛生研究所、対応実績のある感染症指定医療機関からの最新の知見等を関係団体等に情報提供しながら、ご意見も伺いつつ、事前に協定締結医療機関と協議を行い、道として医療機関ごとに要請する内容や程度について整理することとしており、医療機関の準備状況等にも配慮しながら要請するものとしします。
- なお、その際には、地域の感染状況に応じて、段階的に運用することも併せて検討します。

(協定の実施状況等の報告)

第8条 乙は、甲から第3条に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る乙の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとし、当該報告は、電磁的方法（G-MIS）により行うよう努めるものとする。

【解説】

- 次の①及び②について、それぞれ、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告いただくことを予定しています。
 - ① 平時においては、年1回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等
 - ② 感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等
- 報告の内容等の詳細は、別途、お示しするものとします。

(平時における準備)

第9条 乙は、医療措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- (1) 最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、乙において研修を実施すること又は外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- (2) 医療措置の実施にかかわることが見込まれる乙の医療従事者等が当該医療措置を円滑に行うことを目的として、乙において訓練を実施すること又は外部の機関が実施する医療機関向け訓練に当該医療従事者等を参加させること。
- (3) 医療措置を講ずるに当たっての乙における対応の流れを点検すること。

【解説】

- 「研修」や「訓練」を医療機関が実施するにあたっては、それぞれの医療機関で実施するか、または国や国立感染症研究所、都道府県、他の医療機関等が実施するものに（スタッフを）参加させることとなります。
- 研修や訓練の内容については、PPEの着脱や、検体採取、その他院内感染対策について等を想定しています。
- また、医療機関が行う「点検」の内容は、例えば病床の確保に係る協定を締結した場合において、新興感染症発生・まん延時に新興感染症患者の入院を受け入れる病床を確保するため、都道府県からの要請後、どのようにシフトを調整するか等の対応の流れについて点検すること等を想定しています。
- なお、平時から感染症患者を扱う医療機関において、患者や自施設の状況に応じた標準予防策や感染経路別予防策を実施するなど、日々の業務の中で必要な感染対策を確認している場合も、第三号の「点検」を行ったものとなります。

<道における対応>

- 道は、平時からの準備として、医療機関に対する研修資材（オンライン動画など）の提供や北海道自らが研修等を実施することで、医療従事者等の感染対策に係る知識の習得を支援することを検討しています。（令和6年度当初予算）

(疑義等の解決)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙両者記名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 北海道知事 ○ ○ ○ ○

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

乙 医療機関名 ○○○○○○○○○○○

(管理者(職氏名)) ○○○○○○

保険医療機関番号 * * * * * * * * * *

G-M I S I D (締結時振り出しなければ空欄)

協定該当項目

種 別	措置内容	流行初期期間経過後
第二種協定指定医療機関	自宅等医療	
—	個人防護具	

※該当欄に「○」